# 令和元年葉山町議会第2回定例会提出議案

- 議案 6 令和元年度葉山町一般会計補正予算(第2号) 別紙「補正予算案の概略」のとおり
  - 7 葉山町税条例等の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり
  - 8 葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり
  - 9 葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり
  - 10 葉山町印鑑条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり
  - 11 葉山町火災予防条例の一部を改正する条例 別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 4 平成30年度葉山町繰越明許費繰越計算書(一般会計) 平成30年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの
  - 5 平成30年度葉山町下水道事業会計継続費繰越計算書 平成30年度葉山町下水道事業会計の継続費繰越計算書について説明するもの
  - 6 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について 平成30年度の葉山町土地開発公社の経営状況について説明するもの

# 令和元年度6月補正予算案の概略

(単位:千円)

	会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
	一般会計	10,111,028	199,243	10,310,271	
特	国民健康保険	3,510,961		3,510,961	
別	後期高齢者医療	998,705		998,705	
会	介 護 保 険	2,943,304		2,943,304	
計	小 計	7,452,970	0	7,452,970	
	下水道事業会計	2,492,415	0	2,492,415	
	合 計	20,056,413	199,243	20,255,656	

# 1 一般会計

# (1) 歳入

▶ 国庫支出金

・疾病予防対策事業費等補助金3,272 千円・循環型社会形成推進交付金8,561 千円・プレミアム付商品券事務費補助金14,887 千円・プレミアム付商品券事業費補助金26,000 千円

▶ 県支出金

・かながわ学びづくり推進地域研究委託事業委託金 423 千円

▶ 繰入金

• 公共公益施設整備基金繰入金 41,000 千円

▶ 諸収入

コミュニティ助成事業助成金1,100 千円

プレミアム付商品券売上代 104,000 千円

## (2) 歳出

▶ 葉山町改元奉祝実行委員会が行う南郷上ノ山公園の東屋 3,900 千円 整備に対し、補助を行う。

▶ 三ヶ浦町内会が行う備品の整備に対し、補助を行う。 1,100 千円

▶ プレミアム付商品券販売に伴う関連経費 144.887 千円

風しん追加的対策として実施する緊急風しん抗体検査や 8,765 千円 予防接種、事業実施のためのシステム改修経費等

- ▶ 臨御橋架け替えに伴う地質調査及び基本設計に要する経 16,918 千円 費▶ 学校給食センター整備のための道路拡幅用地(代替地等) 196 千円 取得のための不動産鑑定評価を行う。
- ▶ 学校給食センター整備にかかる道路拡幅用地(代替地等) 25,463 千円 取得、建設予定地地質調査、設計施工一括発注支援業務に 要する経費
- ▶ 県からの委託事業として、小中学校における児童・生徒の 423 千円 学力向上を目的とした研究事業を行う。
- ▶ 予備費(歳入歳出額の調整) △2,409 千円

# 一般会計補正予算の内訳

○ 歳入 (単位:千円、%)

Д	補正前		<b>建工习答</b> 赞	補正後	
分	予算額	構成比	補正予算額	予算額	構成比
町税	5,829,276	57.7		5,829,276	56.5
地 方 譲 与 税	60,000	0.6		60,000	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.3		35,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	30,000	0.3		30,000	0.3
地方消費税交付金	480,000	4.7		480,000	4.7
ゴルフ場利用税交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
自動車取得税交付金	15,000	0.1		15,000	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	22,000	0.2		22,000	0.2
地 方 交 付 税	500,000	4.9		500,000	4.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分担金及び負担金	86,306	0.9		86,306	8.0
使用料及び手数料	172,930	1.7		172,930	1.7
国庫支出金	1,081,239	10.7	52,720	1,133,959	11.0
県 支 出 金	624,109	6.2	423	624,532	6.1
財 産 収 入	5,997	0.1		5,997	0.1
寄 附 金	16,000	0.2		16,000	0.2
繰 入 金	436,000	4.3	41,000	477,000	4.6
繰 越 金	200,000	2.0		200,000	1.9
諸 収 入	75,171	0.7	105,100	180,271	1.7
町賃	400,000	4.0		400,000	3.9
合 計	10,111,028	100.0	199,243	10,310,271	100.0

○ 歳出(目的別) (単位:千円、%)

区	$\triangle$	補正前		<b>法工</b> 又答奶	補正後		
	分		予算額	構成比	補正予算額	予算額	構成比
議	会	費	177,989	1.8		177,989	1.7
総	務	費	1,313,873	13.0	151,319	1,465,192	14.2
民	生	費	3,807,756	37.7		3,807,756	36.9
衛	生	費	1,265,765	12.5	7,529	1,273,294	12.3
農	林 水 産 業	費	39,354	0.4		39,354	0.4
商	エ	費	85,006	8.0	16,918	101,924	1.0
土	木	費	1,334,641	13.2		1,334,641	12.9
消	防	費	592,835	5.9		592,835	5.7
教	育	費	923,788	9.1	25,886	949,674	9.2
災	害 復 旧	費	800	0.0		800	0.0
公	債	費	528,973	5.2		528,973	5.1
諸	支 出	金	248	0.0		248	0.0
予	備	費	40,000	0.4	△ 2,409	37,591	0.4
合		計	10,111,028	100.0	199,243	10,310,271	100.0

議案第7号参考資料第 2 回 定 例 会 令和元年6月12日

# 条例の概要

#### 題名

葉山町税条例等の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

#### 2 内容

(1)葉山町税条例の一部改正

固定資産税の課税標準に係る特例(わがまち特例)について、地方税法の改正に 伴い、同法を引用している条例の規定を改めることとした。

(2)葉山町税条例の一部を改正する条例の一部改正

平成 30 年第4回定例会において可決された「葉山町税条例の一部を改正する条例」(平成 30 年 12 月 17 日公布、平成 30 年葉山町条例第 27 号)について、地方税法の改正に伴い、「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のもの」に係る環境性能割の税率の特例を「100 分の 2 」から「100 分の 1 」とする改正規定を加えることとした。

(3)その他所要の改正を行うこととした。

#### 3 施行期日等

- (1)この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2)この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

議案第8号参考資料第 2 回 定 例 会令和元年6月12日

# 条例の概要

### 題名

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- (1)災害援護資金における据置期間経過後の利率を無利子とすることとした。
- (2)災害援護資金の償還方法について、半年賦償還及び月賦償還を追加することとした。
- (3)その他所要の改正を行うこととした。

### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に生じた災害から適用することとした。

議案第9号参考資料 第 2 回 定 例 会 令和元年6月 12 日

# 条例の概要

### 題名

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

災害復旧援助資金の貸付けの利率、償還等について、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- (1)災害復旧援助資金における据置期間経過後の利率を無利子とすることとした。
- (2)災害復旧援助資金の償還方法について、半年賦償還及び月賦償還を追加することとした。
- (3)災害復旧援助資金の保証人について、不要とすることとした。
- (4)災害復旧援助資金の違約金の率について、延滞元利金額につき、年 14.6 パーセントを年5パーセントとすることとした。
- (5)その他所要の改正を行うこととした。

#### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害から適用することとした。

議案第 10 号参考資料第 2 回 定 例 会令和元年 6 月 12 日

# 条例の概要

### 題名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

印鑑登録原票の登録事項の変更及び個人番号カードを利用した印鑑登録証明書 の発行を可能とするため、所要の改正を行うこととした。

#### 2 内容

- (1) 印鑑登録原票の登録事項から「男女の別」を削除することとした。
- (2)印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードを提示して行うことができることとした。
- (3)一定の個人番号カードを利用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができることとした。
- (4)印鑑登録原票の登録事項に、住民基本台帳法施行令に規定する旧氏を追加する こととした。
- (5)その他所要の改正を行うこととした。

#### 3 施行期日等

この条例中(1)(2)(3)及び(5)の改正は令和元年 10月1日から、(4) の改正は令和元年 11月5日から施行することとした。

議案第 11 号参考資料 第 2 回 定 例 会 令和元年 6 月 12 日

# 条例の概要

### 題名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

#### 1 趣 旨

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- (1)住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を「特定小規模施設における必要とされる防火安全機能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」に定める基準に従い、又は基準の例により設置したときを追加することとした。
- (2)その他所要の改正を行うこととした。

### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。